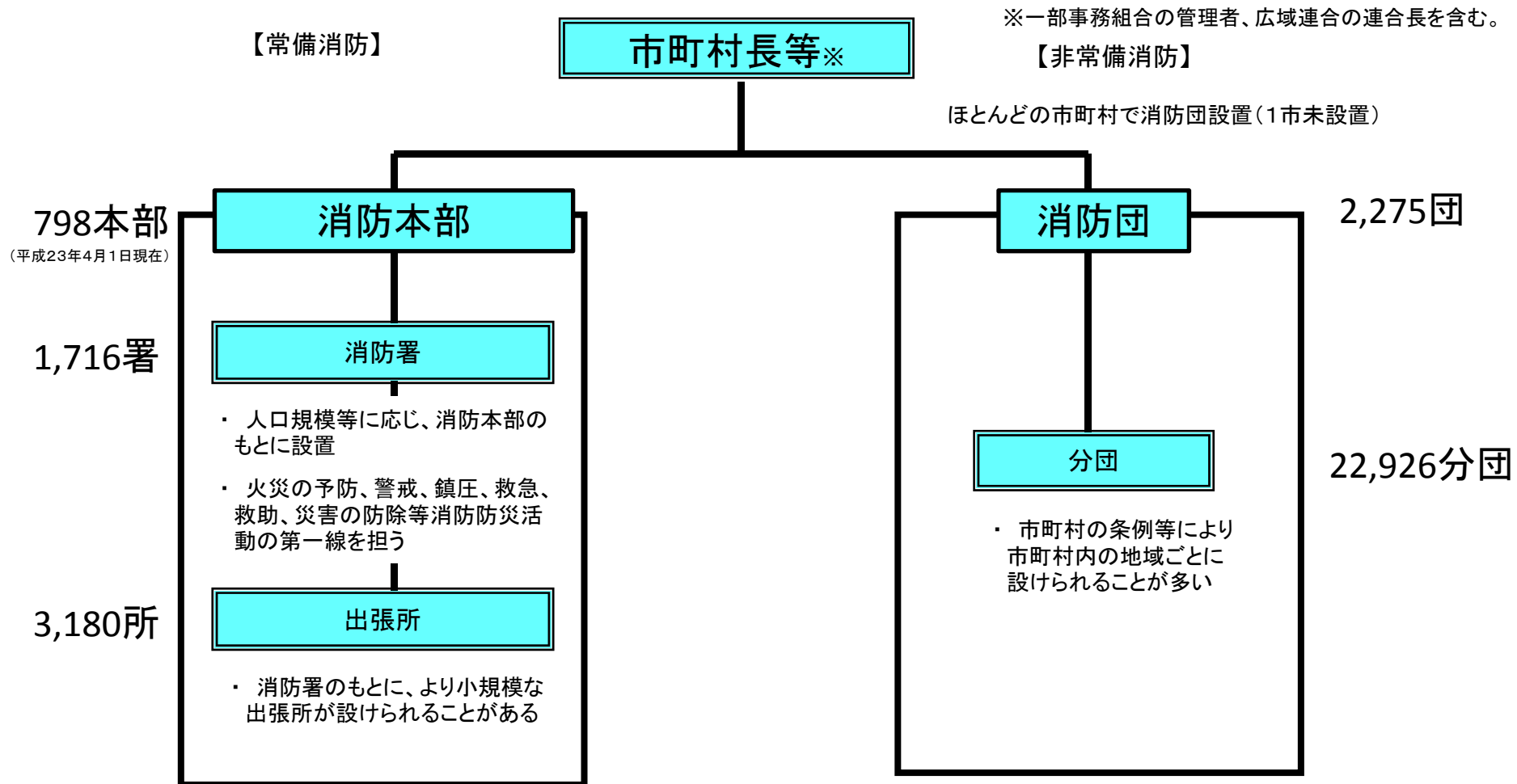


市町村の消防組織

- 市町村は、当該区域における消防を十分に果たすべき責任を有している【市町村消防の原則】
- 市町村は、消防事務を処理するため、消防本部(常備消防)、消防団(非常備消防)を設置している。



消防事務の処理方式と消防本部の設置の状況

○消防の事務は、

- ① 単独の市町村で処理
- ② 複数市町村が組合方式（一部事務組合、広域連合）で処理
- ③ 他の市町村に消防事務を委託し、受託した市町村で処理 を行っている。

1 単独市町村以外の消防事務の処理方式

○消防の組合

・ 一部事務組合方式

市町村が消防事務を共同して処理するために協議により規約を定め設置する特別地方公共団体。

・ 広域連合

市町村が消防事務に関し、広域計画を作成し、その実施のために必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために設ける特別地方公共団体。一部事務組合と比較し、直接請求が認められているなどの違いがある。

○消防事務の委託

市町村の消防事務の執行管理を他の市町村又は組合に委ねる制度。事務の受託をした地方公共団体が消防事務を処理することとなり、委託をした市町村が自ら消防事務を管理執行したのと同様の効果を生ずる。

2 消防本部の設置状況（処理方式ごと）

消防本部数		(平成23年4月1日現在)		
798		1,685	常備市町村	
単独	495	495	単独	設置方式
組合	303	1,065	組合構成	
		125	事務委託	
		40	非常備市町村	
		1,725	合計	

- ※1 「常備市町村」：消防本部を設置している市町村をいう。
「非常備市町村」：消防本部を設置しておらず、消防団のみを設置している市町村をいう。
- ※2 東京23区は1市として単独消防本部に計上している。
- ※3 広域連合は「組合」に含まれる。

※4 常備化率（常備消防を置く市町村/全市町村数）は 97.7%